

別表第2（第2条、第6条関係）

仕掛煙火の保安距離（打揚げるものについては、単発物も含む。）

煙火の種類	距離
枠仕掛 文字、絵型等	20 m以上
水上仕掛 水中金魚等	移動範囲から20 m以上
花車	20 m以上
吹き出すもの（噴出煙火以外のもの：滝等）	同上
花束	同上
打揚がるもので内容物径が30 mm未満のもの	同上
筒を傾斜させて打揚がるもので内容物径が30 mm未満のものは、打ち出し方向に対して	50 m以上
地雷・地割	打揚煙火の距離
その他の観賞用煙火 綱火	移動範囲から10 m以上
その他の煙火	その都度関係機関と協議のうえ決定する。

別表第3（第2条、第6条関係）

音楽その他の芸能の公演等の演出効果の用に供する煙火の保安距離

煙火の種類	距離
炎・火の粉を噴出するもの	飛散距離の1.5倍の距離、ただし最低5 m
炎・火の粉を噴出しないもの	4 m

※ 出演者で保安教育を受けた者は、上記にかかわらず関係者とみなす。